

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：I H I 運搬機械株式会社
住所：東京都中央区明石町8番1号

2. 指名停止措置期間 自 令和7年6月20日 2ヶ月
 至 令和7年8月19日

3. 事実概要
I H I 運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式PS工事および特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第2第5号＞

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564